

生活環境等の保全・整備に関する重点提言

地域社会における安全で快適な生活環境づくりを推進するため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地球温暖化対策計画における温室効果ガス削減目標を達成するため、具体的施策を示すとともに、都市自治体の実施する施策に係る財政措置を拡充すること。

2. 地域循環共生圏の創造に当たっては、都市自治体等のこれまでの取組を尊重し、十分に意見を聞いたうえで、関係府省庁が連携し、具体的な施策や制度を構築すること。

また、地域循環共生圏について広く国民に周知するとともに、都市自治体が各地域で多様な取組ができるよう支援措置を講じること。

3. 浄化槽の整備・更新等に係る財政措置を拡充すること。